

仕 様 書

1 業務名

令和5年度水泳授業に係るバス運行管理業務（元町北小学校）

2 事業目的

札幌市立元町北小学校（住所：東区北31条東14丁目1-1）において、学校外のプール施設を使用して水泳授業を実施するにあたり、学校から当該プール施設までの往復の移動のため、バスの運行管理を委託することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年11月30日まで

4 業務内容

(1) バスの手配

ア 別紙「実施予定及び配車内容」のとおり、想定乗車人数を輸送することができるバスを手配すること。

イ 学校都合により利用日を変更する場合は、受託者及び学校で協議の上、日程調整を行うものとする。

ウ 乗降場所については、利用日の7日前までに学校から受託者に連絡する。

(2) バスの運行管理

ア 利用日の当日は、乗降場所に遅参なくバスを配車すること。

また、やむを得ない事情により配車時刻及び乗降場所を変更する場合は、すみやかに学校及び委託者に連絡すること。

イ 運行中のバスに異常が生じた場合は、学校及びプール施設の事業者と連絡調整の上、短時間で代替のバスを手配できる体制を整えること。

ウ 運行日毎に、出庫から帰庫までに要した時間及び走行距離を記録すること。

(3) 業務報告

受託者は、全ての水泳授業終了後に、上記(2)・ウの運行記録を以って運行状況をまとめ、すみやかに完了届を作成し、委託者に提出すること。

5 安全管理、事故処理及び損害賠償について

(1) バスの運行にあたっては、安全を第一とし、責任を持って業務を遂行すること。

(2) 補助席の使用については、シートベルトを着用できる仕様であることを条件として、可能とする。

(3) 運転手は、終点到着後において、車内に児童が取り残されていないことを確認する

こと。

(4) バスの運行時における事故の処理及びその損害賠償については、その一切の責任を受託者が負うものとする。

(5) 受託者は、以下の内容の任意保険に加入し、その加入内容について確認できる書類を業務履行開始日までに届け出ること。

対人 : 無制限

対物 : 500万円以上

搭乗者 : 500万円／人以上

6 特記事項

(1) この業務の実施に当たっては、国土交通大臣若しくは北海道運輸局長による一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有していること、又は観光庁長官若しくは都道府県知事による旅行業の登録を受けていることを証明できる書面を委託者へ提出すること。

(2) 入札（見積り）金額の算定方法については、平成26年3月27日付け北海道運輸局公示第127号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」に基づくものであること。

(3) 関係法令を遵守すること。

(4) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(5) 本業務で知り得た情報については、他者に漏れることの無いよう責任を持って管理すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、バス車内の十分な換気や消毒等の対策を講じること。

(7) 本業務の内容、実施について疑義が生じた場合は、委託者と十分協議し、その指示に従うこと。

(8) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

7 連絡先

担当課：札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課計画係

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階（TEL011-211-3835）